

(一社)長野県資源循環保全協会会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
感染防止策の徹底等について(要請)**

日頃は、長野県の環境行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では9月28日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、10月1日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴協会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 業種別ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

なお、廃棄物に関して次の2つの団体からガイドラインが示されていますので御確認ください。

- ・一般財団法人 日本環境衛生センター

<https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx>

- ・公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.htm/> ←現在は見られません

(注)両団体の共同作成ですので、いずれか一方の資料で御確認ください。

(2) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さまに周知してください。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベント（1,000人超）の開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

<p>9月19日以降イベント開催の目安（概要）</p> <p>○当面、11月末まで、以下の取扱いとする。（必要な感染防止策が担保される場合。担保されない場合は従前どおりとする。）</p> <p>○収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。</p> <p>① 収容率要件については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内</li> <li>・その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を1席空ければ50%超も可能）</li> </ul> <p>② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。</p>			
イベントの種類	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等）</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）</p>	<p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。</p>
	<p>100%以内 （席がない場合は適切な間隔）</p>	<p>50%以内（※） （席がない場合は十分な間隔）</p>	

※ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を1席空ければ50%超も可能

※なお、大規模イベント等の開催に係る県への事前相談については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

## 2 協力を依頼する事項

### (1) 感染者が多数発生している地域との往来に当たっての慎重な行動

直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとっていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

- ・業界ごとに策定している感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5.0人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討した上で慎重に判断し、往来する場合にあっては慎重な行動をとっていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/monitoring.html>

## (2) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する取組を行っていただくことや、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗についても密集を避けるための対策等をとっていただくよう会員の皆様に周知してください。

## (3) 会食、飲み会における感染リスクの回避

会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けていただくこと、また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止対策を講じている店舗の利用が望ましいことを会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

## (4) 観光施設等における必要に応じた利用者名簿の作成等による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、観光施設等においては必要に応じて利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握していただくよう会員の皆様に周知してください。

## (5) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、感染者等が安心できる温かい社会をつくる取組を行っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

環境部環境部資源循環推進課

(課長) 伊東 和徳

(担当) 町田 英子

電話 026-235-7181 F A X 026-235-7259

Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp